

65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳~65歳未満の人(第2号被保険者)の介護サービスを受けられる条件の違い

第1号被保険者

=65歳以上の人=

(対象者)



65歳以上の方は、原因がどうあれ次のような要介護・要支援状態になった場合に介護サービスを受けることができます。

- 寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人(要介護状態)
- 家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人(要支援状態)

第2号被保険者

=40歳~65歳未満の人=



※40歳以上65歳未満の国民健康保険や職場の健康保険に加入している人(年齢に該当する被扶養者も含む)

40歳以上65歳未満の方は、初老期痴呆や脳血管障害などの加齢による病気(別表①)等が原因となって要介護または要支援状態になった場合に、介護サービスを受けることができます。

例えば、交通事故などで障害が残り、他人の介護が必要になった場合、対象になりません。



別表①(第2号被保険者が介護保険の対象になる特定疾病)

疾病名	疾病名
1 初期の痴呆 〔アルツハイマー病 ・脳血管系痴呆 など〕	9 慢性閉塞性肺疾患(まんせいはいそくせいはいしつかん) 〔肺気腫 ・慢性気管支炎 ・気管支喘息 ・びまん性汎細気管支炎〕
2 脳血管疾患 〔脳出血 ・脳梗塞 など〕	
3 筋萎縮性側索硬化症(きんいしゆくせいそくさくこうかしょう)	10 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変性性関節症
4 パーキンソン病	11 慢性関節リウマチ
5 脊髄小脳変性症(せきすいしょうのうへんせいしょう)	12 後縦靭帯骨化症(こうじゅうじんたいこつかししょう)
6 シャイ・ドレーガー症候	13 脊柱管狭窄症(せきちゆうかんきょうさくししょう)
7 糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症 糖尿病性神経障害	14 骨折を伴う骨粗鬆症
	8 閉塞性動脈硬化症(はいそくせいどうみやくこうかしょう)

ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

- **どんな人たちが介護認定審査を行うのですか?**
医師、歯科医師、保健婦、看護婦、介護福祉士、社会福祉士、作業療法士、言語療法士といった、保健・医療・福祉など5~6名の専門職で構成される「介護認定審査会」で介護の審査判定を合議で行います。本村では、分水町・弥彦村・岩室村の3町村で共同設置した審査会(6班)で審査します。
- **保険料の額は毎年変わるのか?** 3年ごとに見直されます。
- **現在、特別養護老人ホームに入っていて、認定の結果、要介護度が低かった場合も引き続き入所することができるのですか?**
- **介護保険がスタートする平成12年4月1日に、特別養護老人ホームに入所している方については、5年間に限り、原則、その施設に入所している間は、要介護認定の結果が自立や要支援であった場合でも、施設に引き続き入所できます。**

介護保険で受けられるサービスには家庭などで利用する「在宅介護サービス」と施設に入所して利用する「施設介護サービス」があります。

施設でのサービス

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)
日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けます。



介護老人保健施設

病状が安定し、家庭に戻れるようにリハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。



介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院します。



住宅でのサービス

※要介護と認定された被保険者が利用されます

訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事などの身のまわりの援助をします。



訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。



通所介護

(デイサービス・日帰り介護)

デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。



訪問看護

看護婦や保健婦などが家庭を訪問して、看護の支援をします。



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して機能訓練(リハビリテーション)を行います。



痴呆対応型共同生活介護

(痴呆性高齢者のグループホーム)
痴呆のため介護を必要とする高齢者が、10人前後で共同生活を営む住居(グループホーム)において介護を行います。
※要介護者のみが対象



通所リハビリテーション

(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。



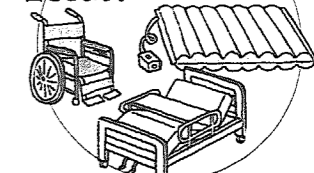
居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが各家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。



福祉用具の貸与

車椅子やベッドなどの福祉用具の貸出をします。



短期入所生活介護

(ショートステイ)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。



短期入所療養介護

(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所して、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。



住居改修費の支給

家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの、小規模な改修の費用を支給します。



福祉用具の購入

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。